77	葵魔耶	侍女	500	500	
78	吉原興一	足軽	500	500	
79	大野木克志	兵士	500	500	
80	ロジェ・ショラメル	ファン・コーボ	1,000	1,000	
81	ロベルト・アレバロ	ハギビス	4,500	4,500	
82	井上和行	番頭、定吉	7,000	7,000	
83	高橋享	足軽	500	500	
84	杉崎秀司	水夫	500	500	
85	島田猛	足軽	500	500	
86	ハードン・ファーマー	ルイス・マリーニヤス	1,000	1,000	
87	ダニエル・モンデバード	バプチスタ	500	500	
88	ブルーノ・ゼンダア	ゴンザレス	500	500	
89	望月睦夫	船子・水夫	1,000	1,000	
90	ナイジェル・リード	ガルシーア	500	500	
91	クリスチャン・ロドリゲス	通訳	500	500	
92	大島晴	近侍	500	500	
93	庄司信雄	近侍	500	500	
94	川瀬清一	近侍	500	500	
95	田口久志	番頭	500	500	
96	富沢亮	番頭	500	500	
97	松吉正巳	人足頭	500	500	
98	島村芳信	家臣	500	500	
99	宮脇徹	人足	500	500	
100	三村英一	人足	500	500	
101	千草力男	水夫	500	500	
102	大原正人	水夫	500	500	
103	園田清治	水夫	500	500	
104	磯辺稲子	女官	500	500	

105	樋口達馬	野盗	1,000	1,000	
106	北村淳一	野盗	500	500	
107	ジョバンニ・マゼット	コエリユ	1,000	1,000	
		計	102,500	102,500	

○文化庁告示第六十七号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十九年六月三十日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第六十条第六項に基づき告示する。

平成二十九年十一月二十一日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　「敗走千里」　陳登元　左記三①の利用につき二三三、二八〇円、左記三②の利用につき七七、七六〇円

二　利用者の住所及び氏名　東京都豊島区池袋三丁目九番二三号　株式会社ハート出版（代表取締役　日高裕明）

三　利用方法

①　書籍において複製し、本体価格一、八〇〇円で三、〇〇〇部複製して公衆に譲渡する。

②　①に加えて、必要に応じて一、〇〇〇部を単位として追加で複製して本体価格一、八〇〇円で公衆に譲渡する。

○文化庁告示第六十八号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十九年六月三十日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十九年十一月二十一日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　「ちいさなにわ」　不明　二三、九七六円

二　利用者の住所及び氏名　東京都品川区西五反田二丁目一一番八号　株式会社学研教育みらい（代表取締役社長　宮原雄一）

三　利用方法　雑誌において二八、五〇〇部複製し、三四三円（本体価格）で公衆に譲渡する。

○文化庁告示第六十九号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十九年六月三十日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十九年十一月二十一日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　不明　不明　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　京都府京都市左京区岩倉南桑原町五十六　株式会社世界思想社教学社（代表取締役　上原寿明）

三　利用方法

①　出版用教材において複製又は翻訳及び複製し、公衆に譲渡する。（別表参照）

②　①に加えて、別表のとおり追加で複製又は翻訳及び複製し、公衆に譲渡する。（別表参照）

四　補償金の総額　①　三六〇、〇二七円

②　制作部数に応じ別表のとおり